琵琶湖森林づくり条例、県産材利用促進条例と琵琶湖森林づくり基本計画の位置づけ

条例

琵琶湖森林づくり条例

目的（第１条）
森林の多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もって琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

定義（第２条）
森林づくり、森林の多面的機能、森林所有者

基本理念（第３条）
６項目の基本理念について規定

責務（第４条～第８条）
県、森林所有者、森林組合、県民、事業者の責務

基本計画（第９条）
森林づくりに関する施策を総合的、計画的に推進するための基本計画の策定

（環境に配慮した森林づくり）
第10条　環境に配慮した森林施業等の推進
総合的かつ計画的な間伐対策
森林の適切な更新
倒木による被害を防止し、または軽減するための必要な措置
森林の土地の境界明確化の推進
共同施業、委託等による森林施業
鳥獣対策の推進
多様な主体による森林整備の推進
第11条　樹齢が特に高い樹木のある森林の保全
第12条　水源のかん養機能の維持および増進

（県民協働による森林づくり）
第13条　県民の主体的な参画の促進等
第14条　里山の保全の推進
第15条　森林づくりに関する組織の整備
第16条　びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間
第17条　農山村の活性化

（森林資源の循環利用の促進）
第18条　県産材の利用の促進
県産材の生産、加工および流通の合理化
木育の推進
市町への情報提供、助言
第19条　森林資源の有効な利用の促進

（次代の森林を支える人材の確保、育成）
第20条　森林所有者の意欲の高揚等
第21条　森林組合の活性化
第22条　森林環境学習の促進

財政上の措置（第23条）、森林づくりの状況の公表（第24条）、規則への委任（第25条）

計画

琵琶湖森林づくり基本計画（第２期）

基本方向
琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

基本方針
琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支えはぐくむ森林づくり

施策１
（多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり）
- 適切なゾーニングに基づく森林づくりの推進
- 災害に強い森林づくりの推進
- 生物多様性の保全

施策２
（多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり）
- 多様な主体による森林づくりへの支援
- 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進

施策３
（森林資源の循環利用による林業の成長産業化）
- 活力ある林業生産の推進
- 県産材の加工・流通体制の整備
- あらゆる用途への県産材の活用
- ＩＣＴ等を活用した林業・木材産業の競争力強化

施策４
（豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり）
- 林業の担い手の確保・育成
- 次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成

県産材利用促進条例に基づく施策

※ 現基本計画の追加・拡充を図る内容の案

第11条関連
- 主伐・再造林の促進
- 機械化等の素材生産拡大のための施策

第16条関連
- 県産材や森林資源の総合的な利用の促進

第12条関連
- 県産材の加工・流通施設の整備
- 生産性や品質向上、流通の円滑化のための施策

第13, 14, 15条関連
- 県の県産材の率先利用
- 公共建築物、民間非住宅への県産材利用の促進
- 木質バイオマスの利活用の促進

第17条関連
- 研究機関等と連携した新製品等の開発の推進

第18条関連
- 林業・木材産業に関わる人材の確保・育成

第19条関連
- 木材利用に関する文化の継承の推進
- 木育の推進

条例

県産材の利用の促進に関する条例

前文
琵琶湖森林づくり条例およびCO_2ネットゼロ社会づくり推進条例と相まって県産材の利用を促進することより、森林を健全な姿で未来に引き継ぐ

目的（第１条）
県産材の利用の促進に関する施策の推進により、森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている林業・木材産業の持続的な発展と木材の利用に対する意識の高揚を図る

定義（第２条）
県産材、森林の多面的機能、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、関係事業者

基本理念（第３条）
６項目の基本理念について規定

責務・役割（第４条～第９条）
県、林業事業者・木材産業事業者の責務および森林所有者、関係事業者、県民の役割

基本計画（第10条）
施策の基本的な考え方や具体的な施策、目標を定めた基本計画の策定

（川上）
第11条　県産材の安定供給の促進
主伐・再造林の計画的実施、高性能林業機械の導入等

（川中）
第12条　県産材の加工および流通の体制の整備
必要な施設の整備、生産性や品質向上の取組のための支援、流通の円滑化のための環境の整備

（川下）
第13条　県の県産材の利用
公共建築物の整備は県産材を利用
第14条　建築物（民間）における県産材の利用の促進
先進的な技術の普及、新築や改築等における県産材利用への支援、市場に関する調査研究等
第15条　木質バイオマスの利用の促進
第16条　森林所有者等による事業の多角化および高度化等への支援
第17条　新製品等の研究開発の促進

（人材の確保・育成）
第18条　人材の確保および育成
林業・木材産業を担うべき人材
建築物の設計など県産材の利用の促進に寄与する人材

（社会的気運の醸成等）
第19条　県民の理解および関心の増進ならびに社会的気運の醸成
木材を利用する文化を伝承する活動への支援
県産材との触れ合いの機会の提供等

財政上の措置（第20条）

地域森林計画

基本計画と整合

全国森林計画に即する
（森林法第５条）

都道府県の森林関連施策の方向
伐採・造林・林道・保安林の整備の目標等